

簿冊非公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日法律第42号)第5条第1項(個人に関する情報)に該当

原本史料

懲罰

に関する

書類綴

昭和十九年
昭和二十年

其の一

第三十二軍司令部

副官部

防衛研修所戦史室

2500
-27

沖繩

1745

懲罰に関する書類綴(其の一)第三十二軍司令部
副官部

沖繩